

40MHz システムの規則等が公布・施行されました

-- 2.4GHz 帯及び 5GHz 帯における
40MHz 占有周波数帯幅システム(いわゆる IEEE 802.11n)の諸規則が
本日付で官報公布され、同日付で施行となりました --

総務省は、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯小電力データ通信システムの無線設備、5GHz 帯無線アクセスシステムの無線設備に対し、予てより要望が多かった 40MHz 帯幅が使用可能(いわゆる”IEEE 802.11n 対応”)な規則改正を、本日付官報号外第 140 号で公布・同日施行しました。

主な改正点は次のとおりです。

- ・ 直交周波数分割多重方式 (OFDM方式) に限り、占有周波数帯幅を **40MHz (正確には 38MHz以下) まで拡張**
- ・ 40MHzシステムについては、**2.4GHz帯においてもキャリアセンス機能を義務付け**
- ・ 5,150～5,350MHz帯の 20MHzシステムの占有周波数帯幅を、**OFDM方式に限り 18MHz以下から 19MHz以下に拡張**
- ・ **省令記号** (認証等の際に認証番号に付される記号) **の変更**

弊社では、今回の公布・施行を受け、速やかに業務規程及び諸書類を総務省に届出、証明等業務を開始いたします。

変更技術基準の詳細は追って弊社ホームページに掲載いたします。
認証等につきましては詳しくは弊社までお問い合わせください。

Reference from 「平成 19 年 6 月 28 日付 官報号外第 140 号」
「平成 19 年 2 月 7 日付 総務省報道資料」
MIC Homepage: <http://www.soumu.go.jp/>

Category: “Radio Law”, “40MHz Band-width”, “IEEE 802.11n”

無線設備の技術的条件の概要

周波数帯	2.4 GHz	4.9-5.0 GHz	5.03-5.091 GHz ^{注1}	5.15-5.25 GHz	5.25-5.35 GHz	5.47-5.725GHz
使用場所	屋内外 (航空機内等含む)	屋内外 (航空機内等含まず)		屋内限定 (航空機内等含む)	屋内限定 (航空機内等含む)	屋内外 (航空機内等含む)
チャンネル間隔	規定なし	5/10/20 MHz 40 MHz	5/10/20 MHz	20 MHz 40 MHz		
変調方式	規定なし	OFDM方式、DS方式、シングルキャリア方式				
		OFDM方式	対象外	OFDM方式		
最大空中線電力	2.427-2.47075GHzを使用するFH方式の場合:3mW/MHz FH方式を用いないOFDM・DS方式の場合:10mW/MHz 上記以外の方式の場合:10mW	250 mW かつ 50 mW/MHz		OFDM・DS方式の場合 : 10 mW/MHz シングルキャリア方式の場合 : 10 mW		
		5 mW/MHz	250 mW かつ 25 mW/MHz	対象外	5 mW/MHz	
最大空中線利得	12.14 dBi	13 dBi		規定なし		
最大e.i.r.p.		規定なし		10 mW/MHz	50 mW/MHz	
				5 mW/MHz	25 mW/MHz	
キャリアセンス	規定なし	義務付け				
		義務付け	対象外	義務付け		
DFS、TPC ^{注2}	不要			必要(親局のみ)		
接続形態	任意	親局一子局(中継可能)		任意	任意 (親局に制御されていない局同士は不可)	

注1 2012年11月までの暫定使用。

注2 DFS(Dynamic Frequency Selection): 無線LANがレーダーと周波数を共用して使用するための機能。

TPC(Transmitter Power Control): 無線LANの一通信系における平均の空中線電力を3dB下げる機能。

(総務省報道発表資料より抜粋 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070207_8_bs1.pdf)

省令記号新旧対照表

証明規則		省令記号 旧	新
第2条第1項第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	NY	WW
第2条第1項第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム	GZ	GZ
第2条第1項第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム	WY	XW
第2条第1項第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム	TW	YW
第2条第1項第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム(基地局)	WX	ZW
第2条第1項第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム(基地局)	XX	AV
第2条第1項第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム(陸上移動中継局)	JW	BV
第2条第1項第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム(陸上移動中継局)	KW	CV
第2条第1項第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム (陸上移動局 高出力型 登録局)	YX	DV
第2条第1項第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム (陸上移動局 高出力型 登録局)	ZX	EV
第2条第1項第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム (陸上移動局 空中線電力 10mW 以下)	UX	FV

- * 認証等の申込書を本日以降に受理したものについては、**新規・変更を問わず**、新省令記号が付された認証番号を発行します。(認証日は新業務規程が有効となる7月2日以降の見込みです)
- * 旧省令記号が付された認証番号は当分の間有効です(総務省令第75号 附則2の経過措置による)。本変更に伴い既に市場に出回っている無線設備について新しい認証番号に変更する必要はありません。